

原子力研究所を国立とする場合の問題点

21. 1. 30 総理府原子力局

1 原子力研究所を国立とする場合は、まず第一に、国民一致協力して原子力の研究開発を行う際の中核体とするという設立の趣旨に沿い、難く、また形式的には

他省庁における試験所、研究所と同列に止まり、監督行政機関(原子力局)の直接の指揮監督を受けることとなり、研究所の権威にも受け人材の吸収に当て

も所期の効果を期し難い。

2 第一に国立の場合は、予算決定の手続がはるかに予算獲得が困難で

あるのみならず、予算の実行に当ても款項目節に縛られてその運用の弾力性を欠

研究所の機能を十分に発揮せしめることが不可能とならう。これを詳述すれば、

1) 国立研究所は、当然人員の大枠を行政機関職員定員法によって規制され

たに、相当余裕をもって定員が定められても、年度内に不測の事態が生じた場合直ちに増加することは、不可能であり、また、定員外の労務者についても、予算上認め

られないものに限られるので、弾力的な運用が困難となる。

2) 給与についても国立とする以上、一般職の職員の給与に関する法律によって

規制されるため、民間の研究者、技術者を大枠に受け入れて研究開発センターとするということが困難とならう。たゞ、特例的に若干の増額を認めるとしても、他の試

験研究機関とのバランス上一定の限度があると考えざるを得ず、特に首脳部に人材を得ることはほとんど不可能とならう。

また国立の場合には職員は当然、国家公務員として国家公務員法、人事院規則等の適用を受け、任命手続等からは人さとなるのみならず、級別定員に

縛り、かつ昇級昇格等も一般のバランスを考慮せざるを得なくなる。

3) 旅費についても、同様に弾力性を欠くため、特に海外出張、留学等に

関連して困難な事態が予想される。たとえば既定の旅費の枠内で「学界または民間人を海外留学せしめる」ことも国立の場合には極めて困難であろう。

4) さらに、国立の場合には会計法、予算令等に基づく国の会計手続によることになるので、たとえば予算総額に相当の余裕があるとしても、実際の

支払手続からは人さとなり、積極的な業務の運営に大いに支障を来すであろう。

5) なお研究所は、1)に述べた官民協力の趣旨に基づき、民間からの寄附、

施設の提供等を受け、これらを効果的に利用することが予想されているが、このうち研究所が寄附を受け入れ直ちにこれを使用することは、国立の場合極めて

困難であろう。

6) 最後に研究所の施設費、研究費等は相当多額に上るので、年度予算に

不足を生ずることを予想し、また予算決定の遅延する場合を考慮して、公田等と
おきか、民間からの借入金とこれに対する政府の債務保証を考えているが

国立の場合には、このような年度内の増加が極めて困難であるにもかかわらず、
つながら融資等の方法等も講じ難く、かかる事態が生じた際は、研究の

実施に大きな支障を来すと思われる。

3. 要するに、主として予算及び会計関係の制約において、国立研究所の場合
研究活動の積極性、弾力性を欠くことは、従来の試験研究機関の
例においても明らかであろう。このような事態を惹起した後、将来研究所を
公団、特殊法人等に切り換えるには、原子力の研究開発は余りにも焦眉の
急務であり、従って、この際上記のような多くの難点を包蔵する国立形態を
とることは、あくまでも避けるべきであろう。